

知事メッセージ
(部課長会による政治資金パーティー券購入補助問題について)

- 職員同士の親睦のために集めた会費が、県議会議員の政治資金パーティーへの参加費に使われておりました。

なぜ、そのような使い方が続いていたのか。

会費を払った職員は、その使い方を知り、了承していたのか。

参加する職員は、自分の意思で参加の可否を判断できていたのか。

この問題によって、県政の中立性や、議会と職員との関係について、疑念と不信を招くこととなりました。

今回は、「部課長会」によるパーティー券の購入補助について、分かっていること、さらに調べること、そして改善に向けた取り組みをご説明いたします。

【部課長会とは何ですか？ 県の組織ですか？】

- 部課長会は、県の行政組織ではありません。
部長や課長などの職員が、親睦のためにつくっている任意の団体です。
部ごとに設けられ、それぞれ個別の規約を持って運営されています。
会員である職員が会費を出し合い、その積立金を、職員同士の懇親、レクリエーションや、冠婚葬祭のご祝儀、ご香典などに使ってきました。
すべて会員の積立金で運営されていて、県民の皆さまの税金は一切使われておりません。

【具体的に、どのようなことが行われていたのですか？】

- 複数の部課長会で、議長や副議長の就任祝賀会など、政治資金パーティーに当たる催しに参加する職員に対し、参加費の全額、または一部を補助していました。

また、参加する職員の購入代金を取りまとめていた事例もありました。

- 県が職員に対して行ったヒアリング調査では、特定の政治団体を支持する目的で行われたものではなかったこと、政治資金パーティーへの参加にあたり、強制はなかったことが確認されました。

また、大多数の職員が「これまでの慣例」として参加しており、その中には、「参加しないことで議会との関係が上手くいかなくなるのではないか」といったことや、部全体のことも考慮し、参加していた職員がいたことも確認されました。

- 一方、補助がいつ、どのような経緯で始まったのかについては、さらに確認する必要があります。

会費を払った職員に使い方が説明され、了承を得ていたのかも、明らかにすべき点です。

【県民の税金で、パーティー券を買っていたのですか？】

- いいえ。パーティー券の購入補助に、県民の皆さまの税金は一切使われておりません。

パーティー券の購入の補助に使われたのは、部課長会に加入している県庁職員が支払った会費を積み立てたお金です。

ただし、職員自身のお金であっても、その使い方や、議員との関係に問題がなかったかを確認する必要があります。

【税金が使われていないのであれば、何が問題なのですか？】

○ 問題は、お金の出どころだけではありません。

県議会には、県の仕事や予算の使い方をチェックする役割があります。

その県議会の議員が開く政治資金パーティーについて、県の幹部職員がつくる部課長会が、パーティーに参加する職員の費用を補助していました。

こうした関係が続けば、県民の皆様が、「議員への配慮で、県の仕事の公正さが損なわれるのではないか」と疑問を持たれるのは当然です。

また、職員が「断ったら仕事に影響するのではないか」と感じ、自分の意思で参加を判断しにくくなっていなかったかという点も、重要な問題です。

さらに、親睦のために納めた会費が、会員への十分な説明や了承のないまま使われていたとすれば、会の運営としても問題があります。

県の判断の公正さを守ること。

職員が、自分の意思で判断できるようにすること。

そして、会費の使い方を会員に明らかにすること。

この三つの点から、事実を確認し、改める必要があると考えています。

【法律に違反していたのですか？】

- 公務員が個人でなく、組織として特定の政党や政治家を応援することは地方公務員法に抵触する恐れがあります。

また、部課長会を通じて、上司がその立場や地位を利用し、部下から政治活動に関するお金を集めていたとすれば、政治資金規正法に抵触するおそれがあります。

- 県の調査の中では、特定の政治団体を支持する目的で行われていなかったことや、地位を利用した参加の強制は行われていなかったことから、「直ちに違法とは言えない」と整理されています。

ただし、これは県による調査段階の整理です。

公平かつ中立で客観的な判断も必要であると考え、第三者委員会には、法令への適合性についても調査・検証をお願いしています。

- また、「直ちに違法とは言えない」とことと、「問題がなかった」とことは違います。

仮に法令違反に当たらない場合でも、県民の皆さまから県政の中立性や公正さへの信頼を損なう行為は改めなければなりません。

【知事は、このことを知らなかったのですか？】

- 私も、県の職員として課長や部長を務めていた頃、部課長会に所属しておりました。

15年以上前ですが、議長の就任祝賀会に参加し、参加費を支払った記憶があります。

一方、その際に部課長会から補助があったかどうかは、現在の記憶では断定できません。

- また、近年、複数の部課長会で同様の補助が行われていたことは、把握しておりませんでした。

部課長会は県の行政組織ではないため、その会計や個別の支出が知事に報告される仕組みにはなっていません。そうであっても、議会と職員との間に、過度な配慮から生まれた慣行があるのではないかと、知事としてもっと早く点検すべきでした。

この点を反省しております。

- 私自身も、第三者委員会の調査には全面的に協力いたします。

【参加した職員や、県の組織としての責任を、どう考えていますか？】

- 第三者委員会において、法令違反や不適切な行為が確認された場合は、厳正に対応いたします。

- 同時に、「断ったら、仕事に影響するのではないか」「自分だけ断ってよいのだろうか」、職員がそう感じていたのであれば、参加した個人の問題として片づけることはできません。

職員に断りにくさを生んだ組織の仕組みと風土を改め、公正に仕事ができる環境をつくることも、県としての責任であると考えております。

【既に、何を改めたのですか？】

- まず、全ての部課長会で、政治資金パーティー券の購入補助に関する取扱いを廃止いたしました。

6月には、公務員の服務規律の確保に関する通達を出し、部課長会などの親睦団体による政治活動への寄付や費用の補助、パーティー券購入の取りまとめなど、県政の中立性に疑念を持たれる行為を慎むことを明確にいたしました。

加えて、職員が、政治家などから参加を求められ、対応に悩んだときに、匿名でも相談できる窓口を設けました。

また、公務員倫理研修の中に、公務員の政治的中立性や政治資金規正法に関することを組み込んでおります。

7月末時点で、庁内11の部のうち、4つの部が部課長会を置かず、残る7つの部は、公務員の中立性を損なう支出は行わないよう規約が見直されております。

さらに、9月には、県職員の基本的な心構えや遵守すべきルールを定めた「福岡県職員倫理規則」を改正し、「職員で組織する親睦団体で政治資金パーティーの会費への補助」を組織として明確に禁止いたしました。

- 取扱いを改めた後も、それが実際に守られているかを確かめることが大切です。

補助や購入の取りまとめが行われていないか、職員が今も断りにくさを感じていないかを確認しながら、第三者委員会の調査結果も踏まえ、必要な改善につなげてまいります。

【見直した後も、なぜ第三者委員会の調査が必要なのですか？】

- 今後の取扱いを改めることに加え、過去に何が行われ、なぜ続いてきたのかを明らかにする必要があるからです。

補助が始まった経緯や、継続を決めた過程。

会員への説明や了承の状況。

参加や購入を求める働きかけと、職員の自由意思。

そして、法令に違反する行為や、県の仕事の公正さに影響することがなかったか。

こうした点を県が自ら調査するだけでは、「自分たちに都合のよい結論を出したのではないか」という疑念を拭うことはできません。

県から独立した第三者の立場で、調べていただく必要がございます。

このため、日本弁護士連合会のガイドラインに基づき設置された第三者委員会に、公正かつ中立で客観的な観点から、経緯や関係法令への適合性などの調査、認定、評価及び再発防止策の検討をお願いいたしております。

県として必要な資料の提出や聞き取りなどに全面的に協力してまいります。

また、調査結果は、個人情報の保護に配慮した上で公表いたします。

改めるべき制度や慣行は、速やかに見直します。

【これからについて】

- 今回の問題は、税金が使われていないから小さな問題だとも、任意の親睦会のことだから県には関係ないとも考えておりません。

職員個人の政治的な自由を法令の範囲で尊重しながら、部課長会の会費によるパーティー券購入の補助や、購入の取りまとめ、職務上の立場を利用した参加の強要をなくしてまいります。

職員が、政治資金パーティーへの参加を断ることで、仕事上の不利益を心配することのない県庁にいたします。

そして、県政の中立性と公正さを、明確なルールと仕組みによって守ります。

これまでの慣行を曖昧なまま残さず、職員が県民の皆さま全体の利益を第一として、公正に仕事ができる福岡県庁にまいります。